

## 第19号議案

特別区人事及び厚生事務組合の規約変更について  
上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

特別区人事及び厚生事務組合の規約変更について  
特別区人事及び厚生事務組合の規約を下記のとおり変更する。

### 記

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第九号イ中「路上生活者対策事業の紹介・利用あつせん並びに自立支援センター退所者等に対する訪問等による状況把握及び相談・助言・指導）に関する事務」を「路上生活者対策事業等の紹介・利用あつせんを行う事業をいう。）の実施に関する事務」に改め、同号ロ中「（実状に合わせた社会復帰を支援するため、一時的に保護を行う事業をいう。）のうち、宿泊援護、生活指導及び健康診断に関する事務」を「（路上生活者の一時的な保護及びその実状に応じた社会復帰への支援を行う事業をいう。）の実施に関する事務」に改め、同号ハ中「（就労による自立を支援する事業をいう。）のうち、宿泊援護及び生活相談に関する事務」を「（路上生活者の就労による自立及び地域生活への移行に向けた支援を行う事業をいう。）の実施に関する事務」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 地域生活継続支援事業（路上生活者自立支援事業による支援を終了した者に対するアフターケアを行う事業をいう。）の実施に関する事務

附 則

この規約は、平成二十年四月一日から施行する。

(提案理由)

特別区人事及び厚生事務組合の共同処理する事務を変更するために、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出いたします。